

厚木市住みよいまちづくり条例に基づく
**森の里東地区の都市計画変更素案に
関する説明会**

令和6年1月31日

厚木市

■ 本日の説明会の趣旨

厚木市では、都市計画の決定や変更の素案を作成する際は、住民説明会を開催し、皆様から御意見をいただいております。

(厚木市住みよいまちづくり条例 第19条)

本日は、森の里東地区の都市計画変更(素案)について説明させていただきますので、御意見をお聞かせください。

1 都市計画変更の概要

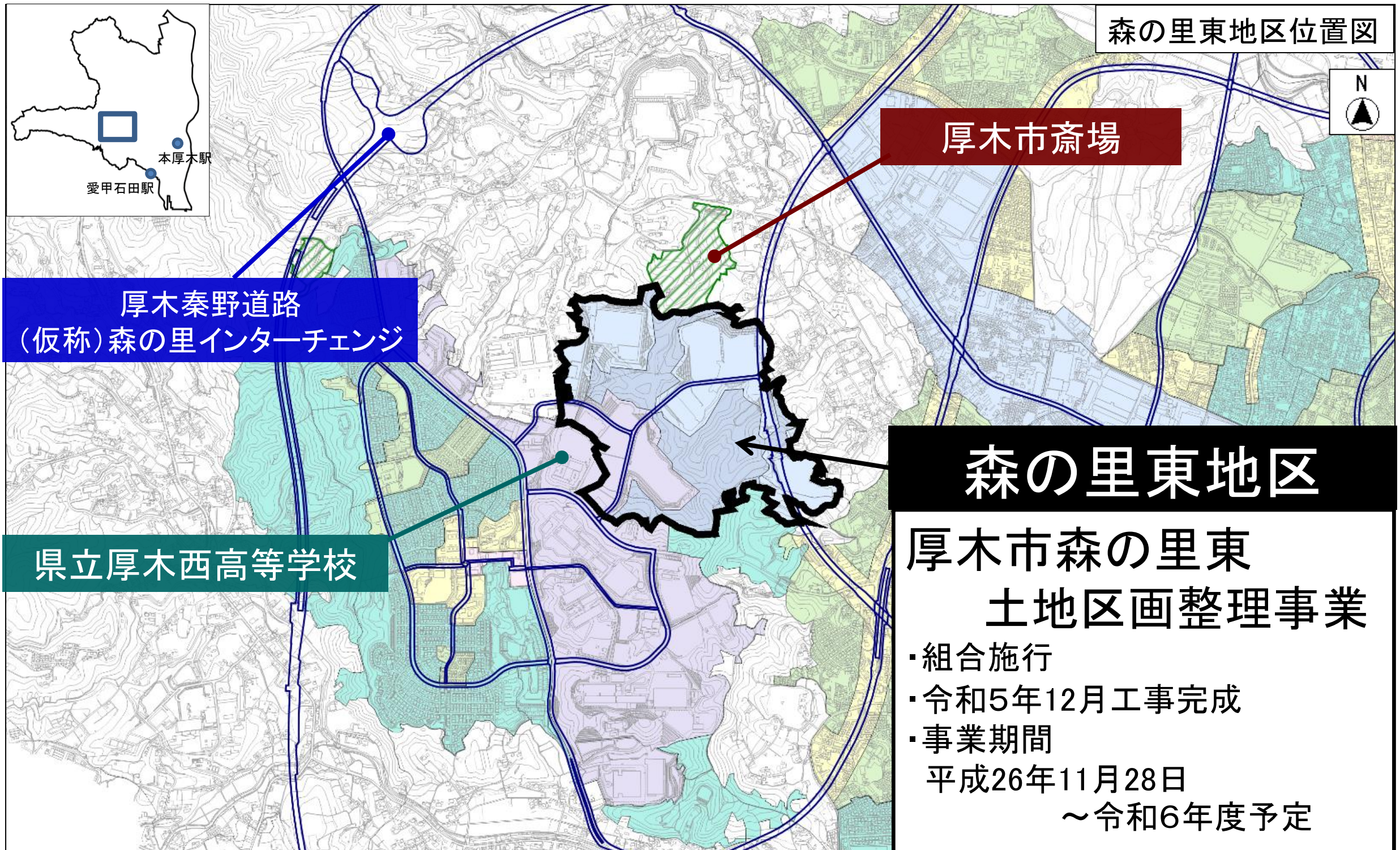
2 事業の進捗に伴う都市計画の変更

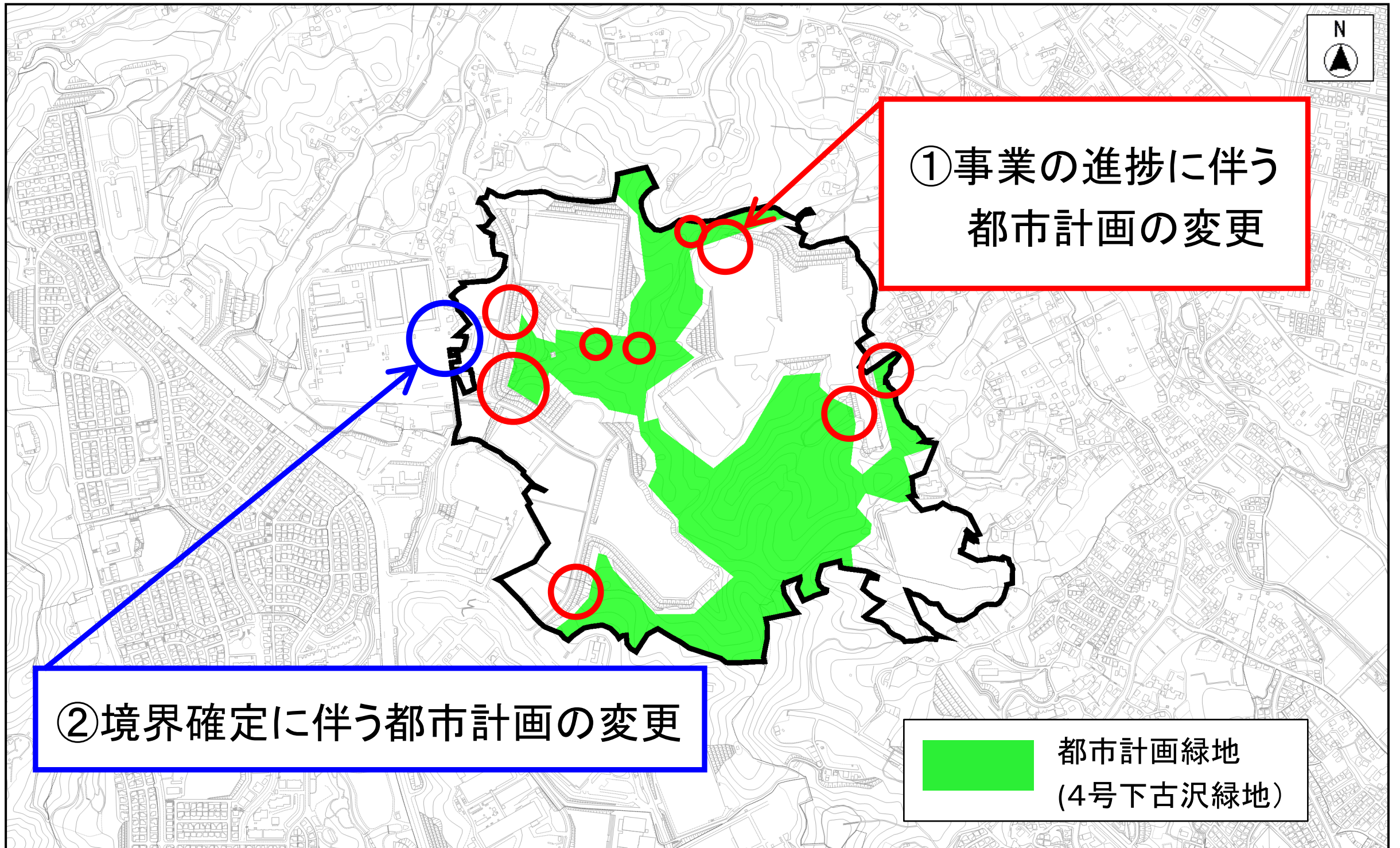
- 1) 都市計画緑地の変更
- 2) 用途地域の変更
- 3) 地区計画の変更

3 境界確定に伴う都市計画の変更

- 1) 土地区画整理事業の変更

4 今後の都市計画手続(予定)

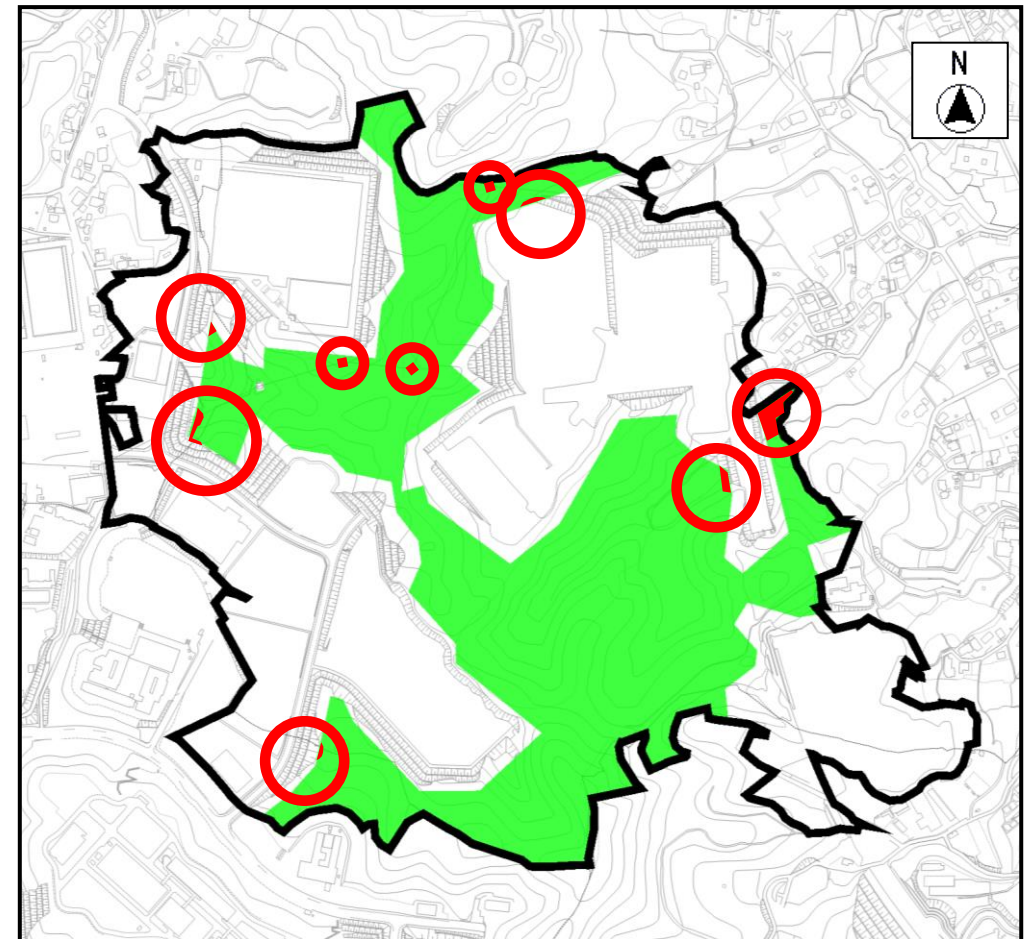




①事業の進捗に伴う都市計画の変更

地区内の緑地の境界が確定されたことに伴い、

- ・ 構造物で保護した造成のり面などを都市計画緑地の区域から除外
(右図の赤着色部分)
- ・ 「地区施設の緑地」(都市計画緑地の周囲に緩衝帯として配置する緑地)の配置及び規模を変更

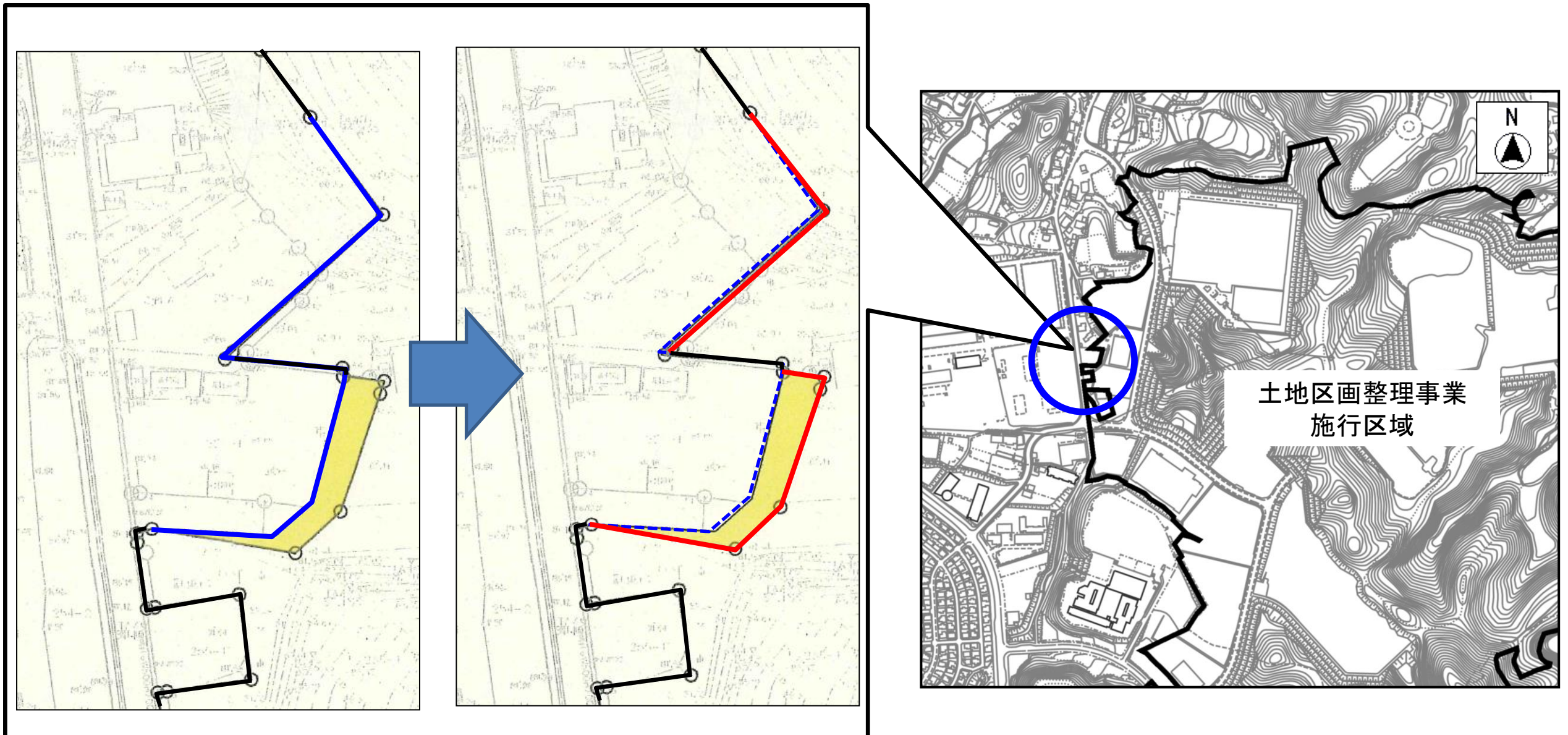


【関連する都市計画】

- ・ 都市計画緑地(4号下古沢緑地)
- ・ 地区計画(森の里東地区地区計画)
- ・ 用途地域

②境界確定に伴う都市計画の変更

境界の確定に伴い、土地区画整理事業の**施行区域を変更**
(下の図の**青線**から**赤線**へ変更)



【関連する都市計画】

- ・土地区画整理事業(厚木市森の里東土地区画整理事業)

1 都市計画変更の概要

2 事業の進捗に伴う都市計画の変更

- 1) 都市計画緑地の変更
- 2) 用途地域の変更
- 3) 地区計画の変更

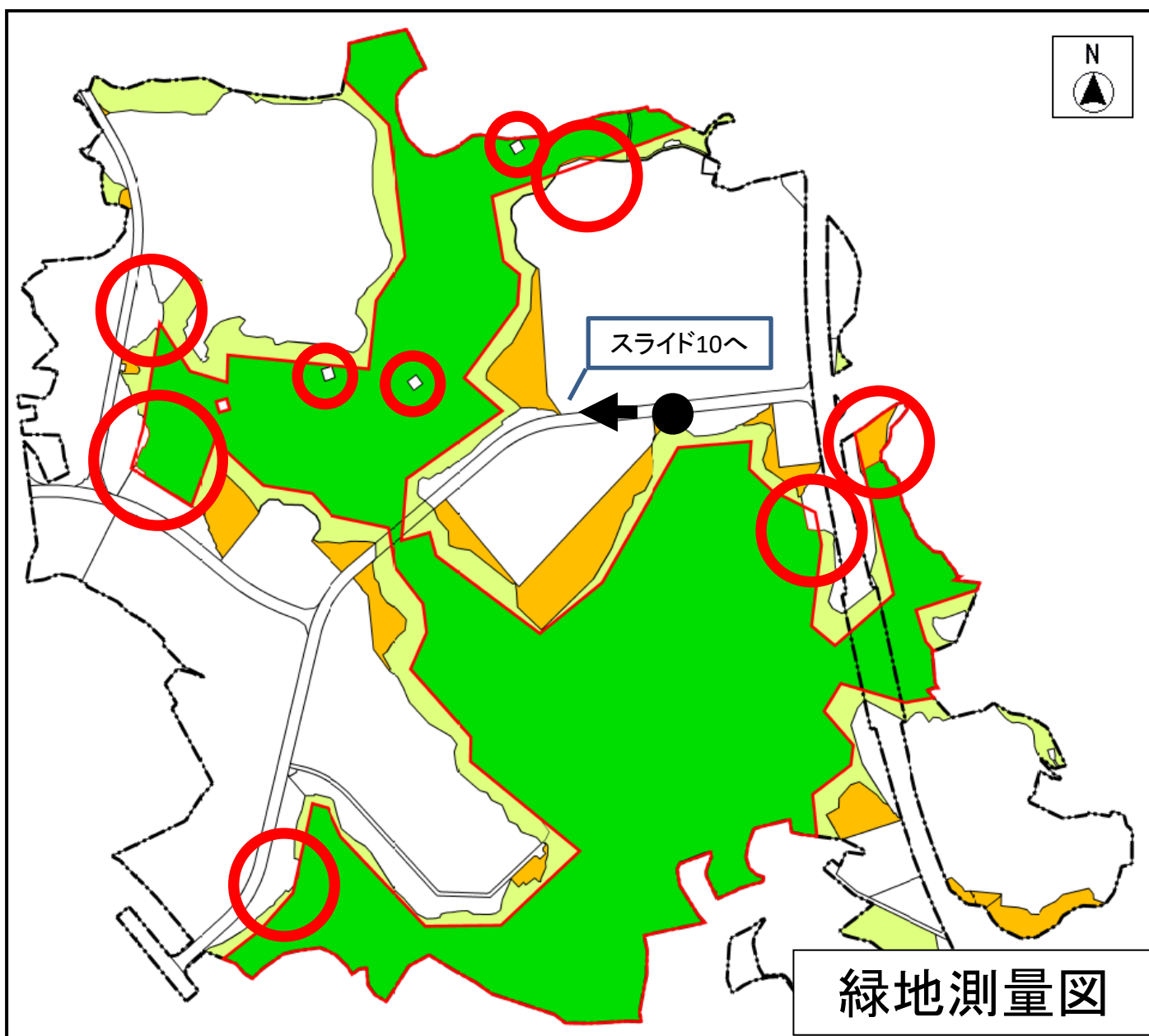
3 境界確定に伴う都市計画の変更

- 1) 土地区画整理事業の変更

4 今後の都市計画手続(予定)

1) 都市計画緑地の変更(4号下古沢緑地)

土地区画整理事業の進捗に伴い、鉄塔の位置が確定した部分、
 構造物で保護した造成のり面などを、**都市計画緑地(4号下古沢緑地)の
 区域から除外(区域及び面積の変更)**



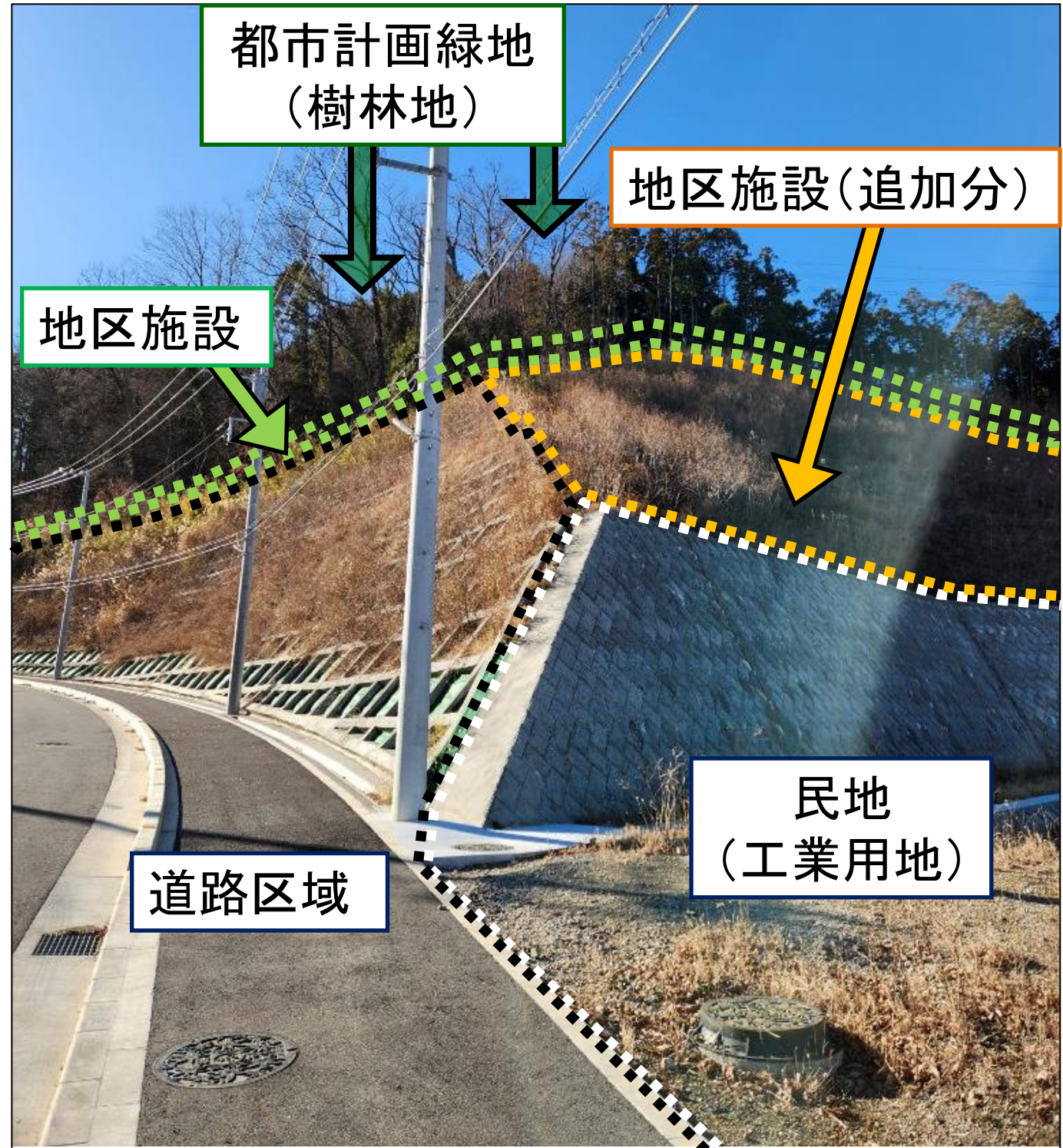
【都市計画緑地】

- 変更箇所
- 変更前の区域
- 変更後の区域
- 地区施設の緑地(現在)
- 地区施設の緑地(追加予定)

※「地区施設の緑地」は、「森の里東地区地区計画」において、地区施設として配置や規模を定めている緑地

※都市計画緑地の周囲に、緩衝帯として「地区施設の緑地」を配置する。

1) 都市計画緑地の変更(4号下古沢緑地)



追加分の地区施設は
将来的に緑化されます。

1) 都市計画緑地の変更(4号下古沢緑地)

森の里東地区内の緑地

緑地種別	変更前	変更後	増減
都市計画緑地 (樹林地)	25.7 ha	25.4 ha	△0.3ha
地区施設の緑地 (緩衝帯)	8.6 ha	9.5 ha	+0.9ha
総緑地面積	34.3 ha	34.9 ha	+0.6ha

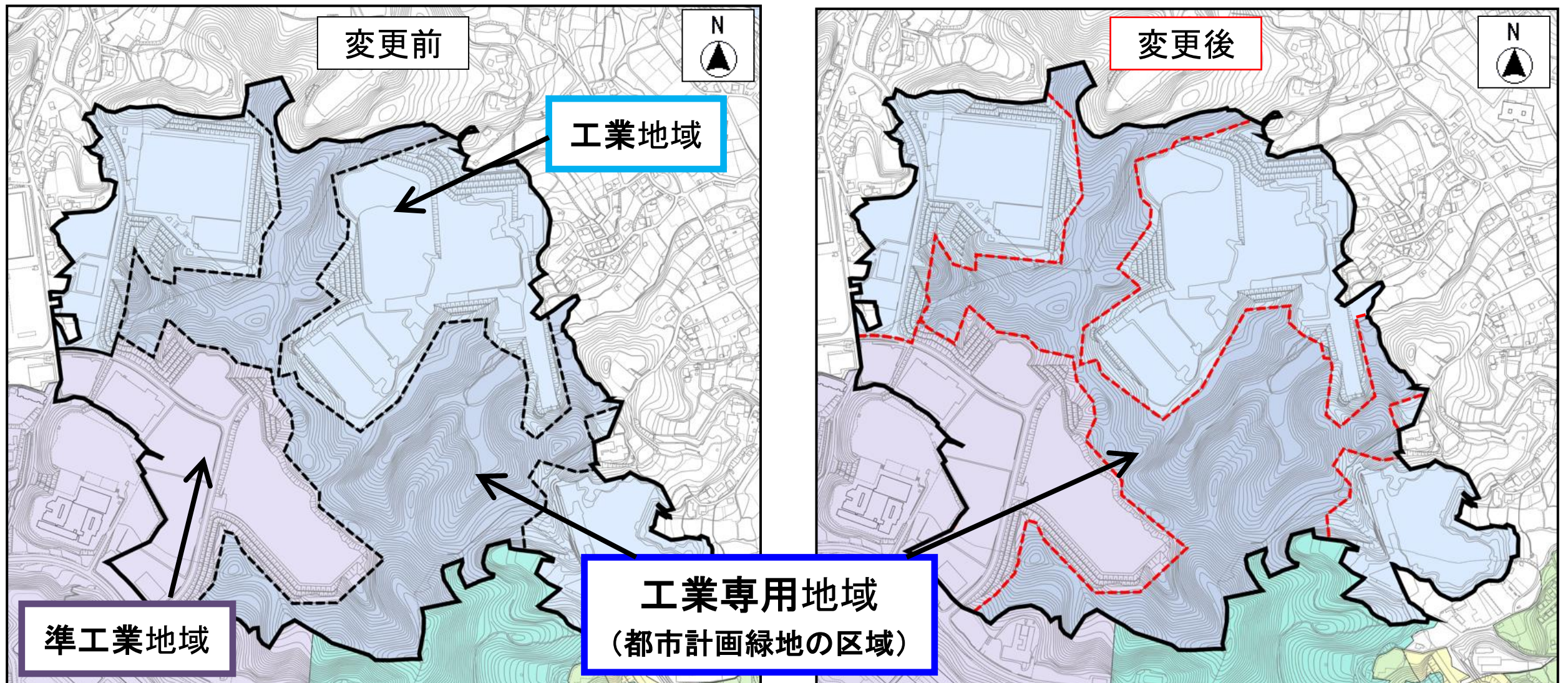
地区計画の計画書【抜粋】

地区施設の整備の方針

地区内の枢要な樹林地の周囲に緩衝帯としての緑地を適宜配置し、適切な維持・保全を図る。

2) 用途地域の変更 (※)

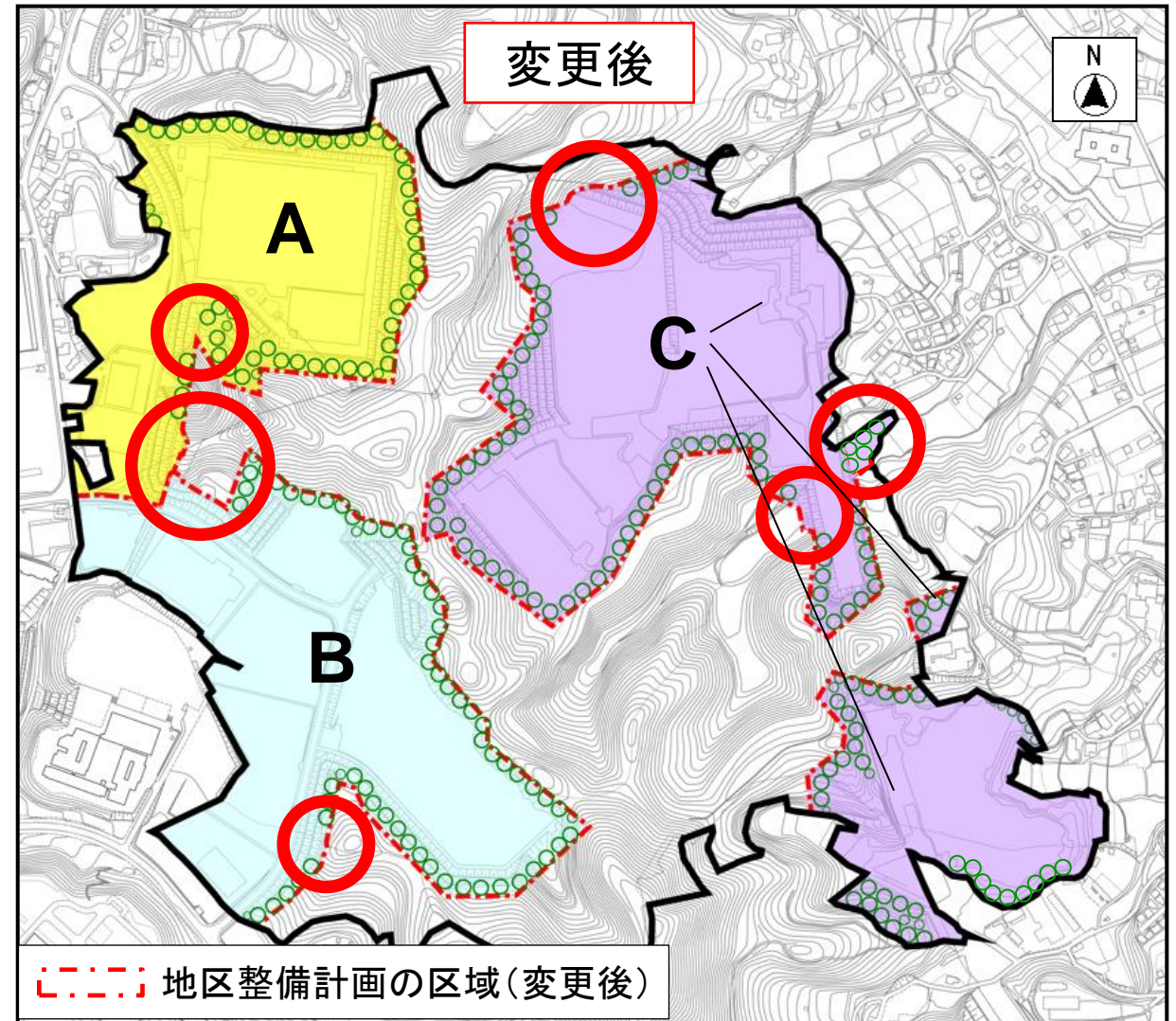
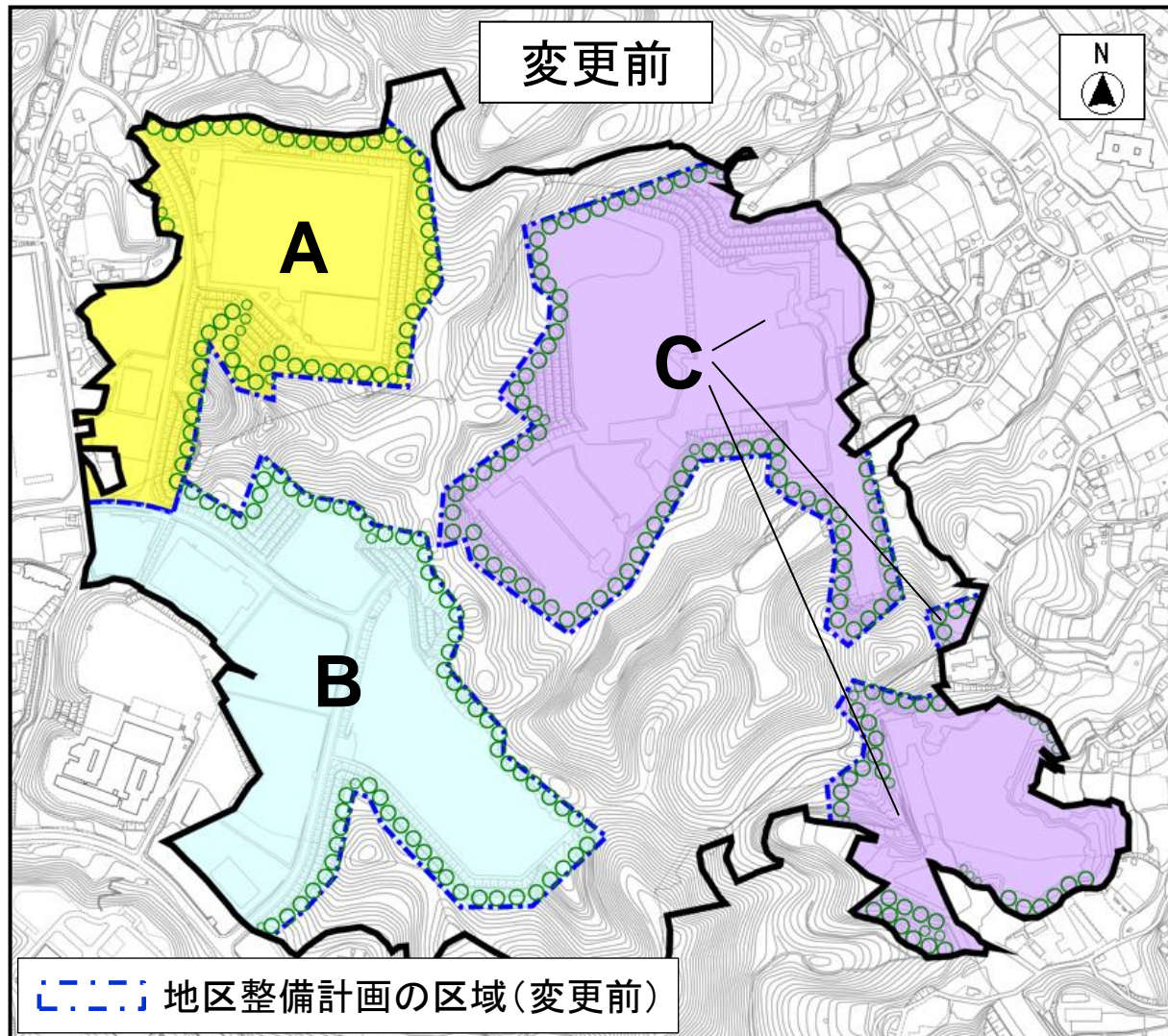
本地区において、都市計画緑地の境界＝用途地域の境界 としているため、都市計画緑地の変更に合わせて、用途地域の区域及び面積も変更



(※) 用途地域の変更については、別の案件とあわせて手続を進めるため、令和7年末頃の告示を予定しています。

3) 地区計画の変更(森の里東地区地区計画)

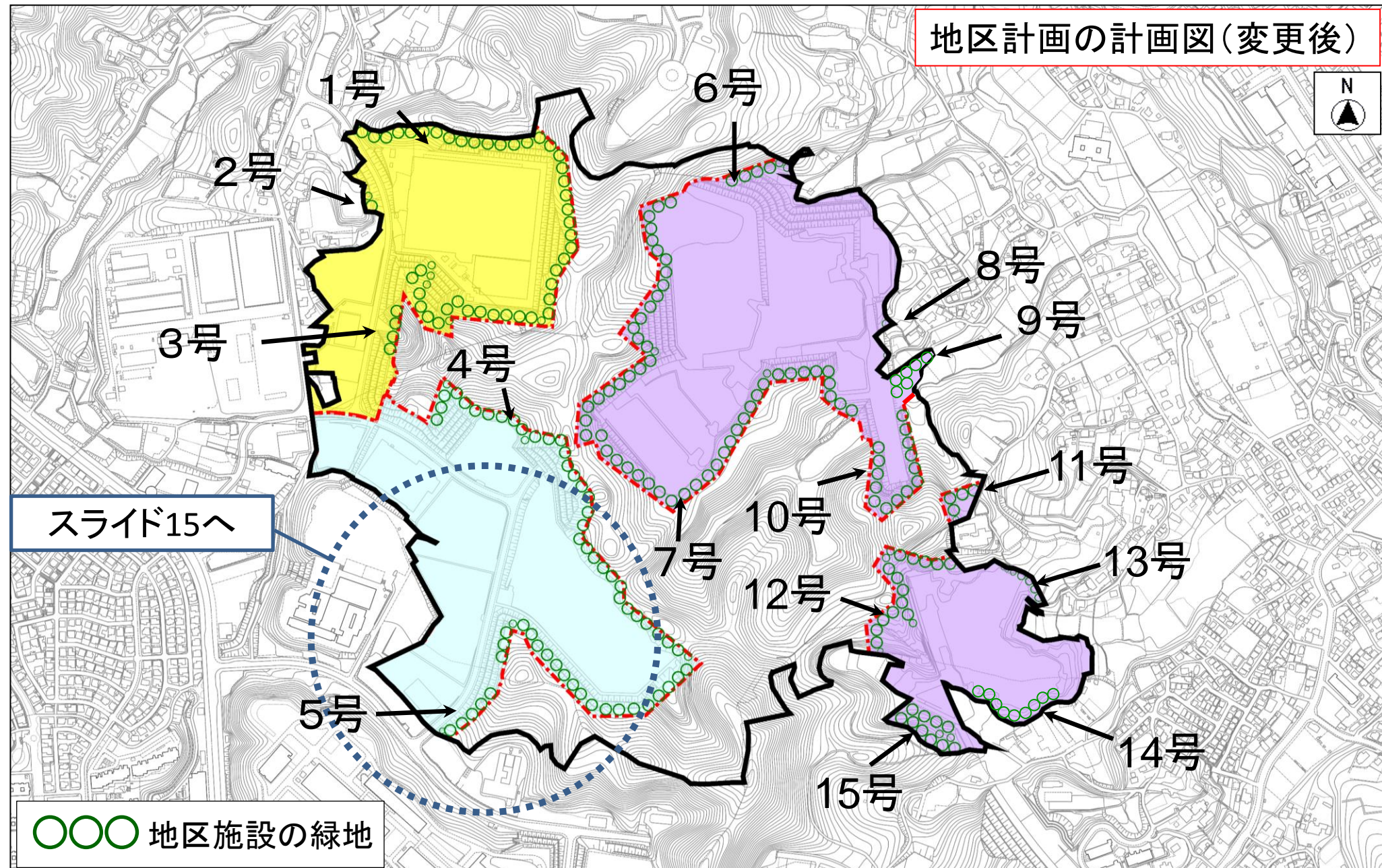
① 都市計画緑地の変更に伴い、地区計画で定める「地区整備計画」の区域及び各地区の面積を変更



地区整備計画:地区の区分	変更前	変更後
A : 製造関連施設地区	9.8 ha	9.9 ha
B : 研究開発・製造関連施設地区	13.4 ha	13.4 ha
C : 流通業務施設地区	20.4 ha	20.5 ha

3) 地区計画の変更(森の里東地区地区計画)

② 地区内の緑地の境界の確定に伴い、地区計画で定める「**地区施設の緑地**」の配置及び規模を変更



3) 地区計画の変更(森の里東地区地区計画)

変更箇所(抜粋)

緩衝帯としての地区施設部分(左図の ) が途切れる部分について
地区計画の計画図から地区施設の表示(右図の緑色の丸)を削除



3) 地区計画の変更(森の里東地区地区計画)

地区施設の配置及び規模

変更前の地区施設の総面積

約 85,500 m²
(約 8.6ha)

変更後は



1号	約 15,100 m ²
2号	約 600 m ²
3号	約 1,700 m ²
4号	約 22,800 m ²
5号	約 1,000 m ²
6号	約 1,600 m ²
7号	約 30,400 m ²
8号	約 200 m ²
9号	約 1,300 m ²
10号	約 3,800 m ²
11号	約 1,400 m ²
12号	約 6,900 m ²
13号	約 1,000 m ²
14号	約 3,000 m ²
15号	約 4,000 m ²
総面積	約 94,800 m ² (約 9.5ha)

※ 地区施設の番号は新たに付番しています。

1 都市計画変更の概要

2 事業の進捗に伴う都市計画の変更

- 1) 都市計画緑地の変更
- 2) 用途地域の変更
- 3) 地区計画の変更

3 境界確定に伴う都市計画の変更

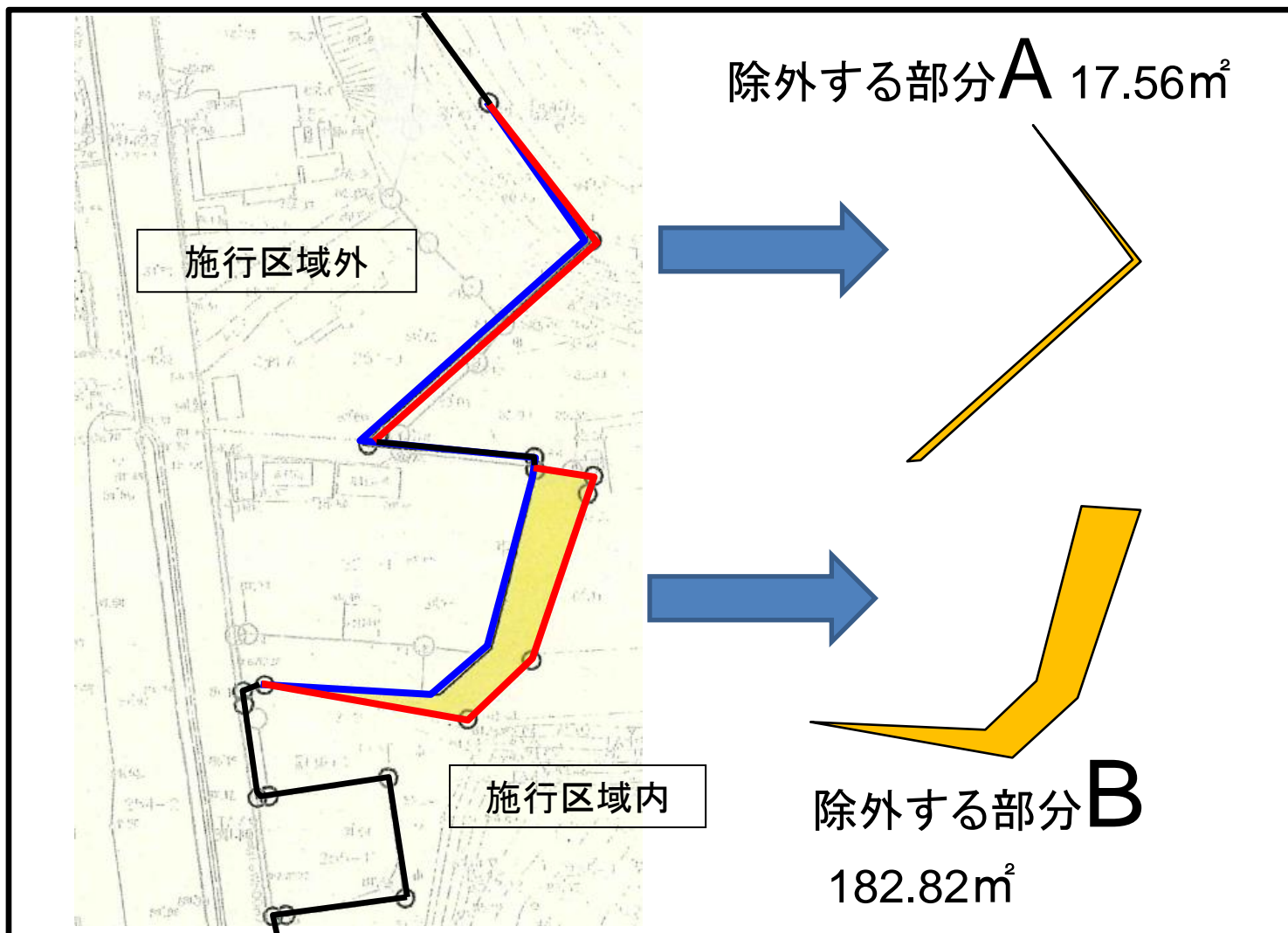
- 1) 土地区画整理事業の変更

4 今後の都市計画手続(予定)

1) 土地区画整理事業の変更(厚木市森の里東土地区画整理事業)

境界の確定に伴い、**土地区画整理事業の施行区域を変更**

下の図の**青線**から**赤線**へ区域を変更
(=黄色で塗った部分を土地区画整理事業の施行区域から除外)



1 都市計画変更の概要

2 事業の進捗に伴う都市計画の変更

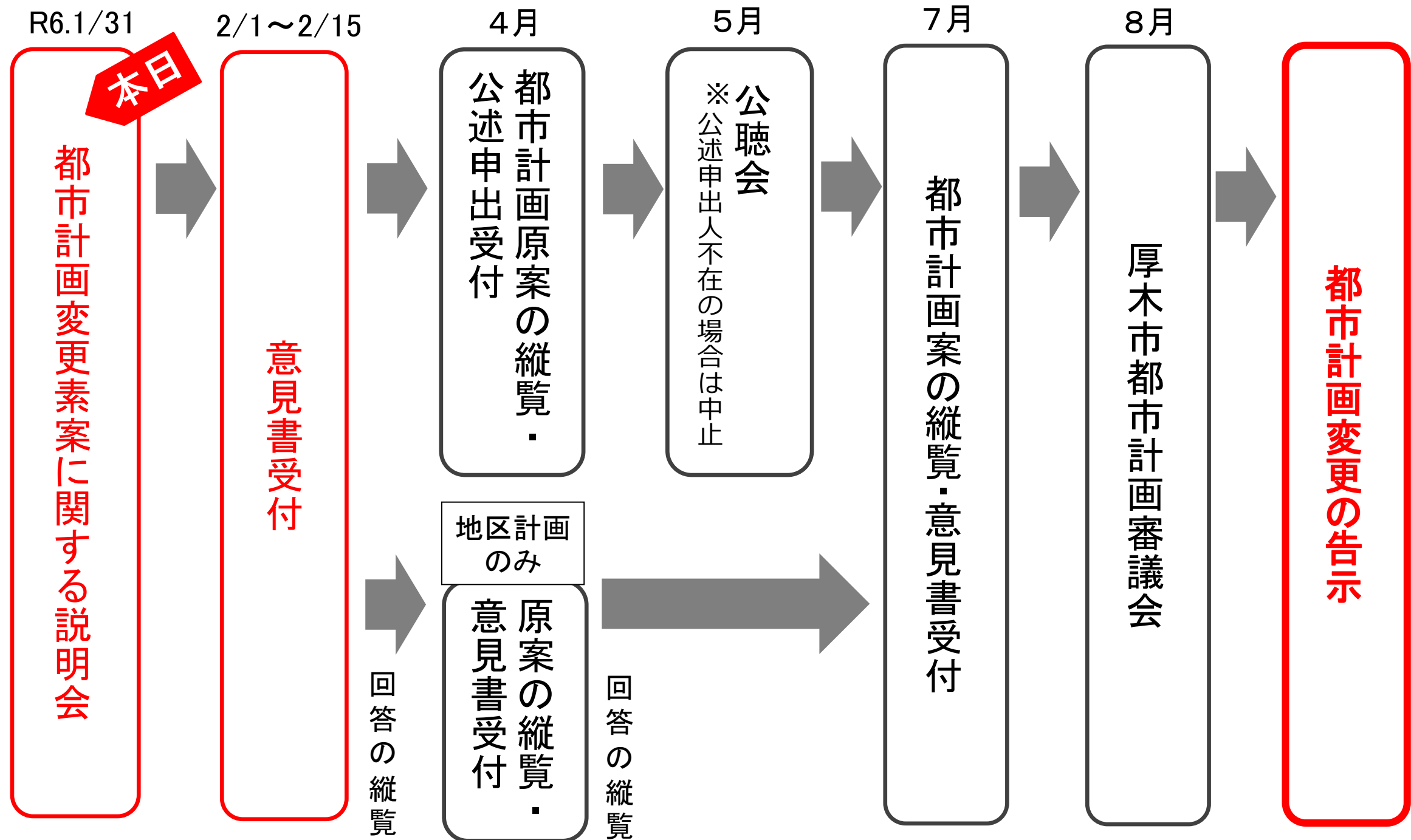
- 1) 都市計画緑地の変更
- 2) 用途地域の変更
- 3) 地区計画の変更

3 境界確定に伴う都市計画の変更

- 1) 土地区画整理事業の変更

4 今後の都市計画手続(予定)

4 今後の都市計画手続(予定)



- ・本スケジュール案は現時点での予定であり、今後の関係機関との調整状況や事業の進捗状況等により変更となる場合があります。
- ・用途地域の変更における『都市計画原案の縦覧』以降の手続は、本スケジュールとは別の時期に行います。
(令和7年末頃に都市計画変更の告示予定)

【意見書の受付について】

受付期間	令和6年2月1日(木)～2月15日(木)【必着】
提出方法	郵送、持参、ファックスまたはメール
提出できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する方 ・素案に係る区域の土地について利害関係を有する方
提出場所	<p>厚木市 まちづくり計画部 都市計画課</p> <p>〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号 厚木市役所第二庁舎12階 電話 (046)225 - 2400 FAX (046)222 - 8792 E-mail 4600@city.atsugi.kanagawa.jp</p> <p>※持参の場合、受付時間は午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く)</p>

意見書の書式及び本日の資料は、
市ホームページからダウンロードできます。

厚木市 都市計画手続

検索



ご清聴ありがとうございました